

静岡県立大学附属図書館文献複写細則

(平成6年1月20日図書館委員会決定)

第1条 この細則は、静岡県立大学附属図書館利用規程第11条に基づき、所蔵する図書及びその他の図書館資料（以下「図書」という。）の複写又は撮影（以下「文献複写」という。）をするに際しての必要な事項を定めるものとする。

第2条 図書の文献複写を希望する者は、図書館長の承認を得なければならない。

第3条 文献複写は、原則として図書館が行うものとする。

2 前項に要する費用は、すべて希望する者が負担するものとする。

第4条 文献複写に関する著作権法上の責任は、すべて希望者において負うものとする。

附 則

この細則は、平成6年2月1日から施行する。